

令和7年11月25日
物流・自動車局
貨物流通事業課
安全政策課
旅客課
自動車整備課

自動車運送事業関連手続きのオンライン申請の本格運用を開始します ～いつでもどこからでも申請可能に～

政府全体の取組であるデジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、自動車運送事業分野の諸手続きについて、令和7年12月1日より、本格的なオンライン申請の運用を開始し、令和8年4月頃開始予定の手続きを含め、合計137手続きについて、申請のオンライン化を実現します。

1. 対象手続きと利用開始時期

自動車運送事業関連の申請・届出等は、従来、窓口や郵送等で実施してきましたが、令和7年9月から、一部の手続き（16手続き）について先行してオンライン申請の運用を開始しているところであり、今般、令和7年12月1日より、新たに49手続きについて申請受付を開始し、さらに令和8年4月頃に72手続きを追加し、合計137手続きについてオンライン申請の運用を開始することとしております。（別紙参照）

主な対象手続きは、貨物自動車運送事業（トラック）・旅客自動車運送事業（バス・タクシー）の許認可・届出等の手続きや、自家用有償旅客運送の登録、運行・整備管理者等の選任に係る届出等の137手続となりますが、具体的な対象手続き・利用開始時期については、以下ウェブサイト内における「オンライン申請対象手続一覧（自動車運送事業関連手続）」をご確認ください。

■国土交通省 物流・自動車局ウェブサイト

e-Gov オンライン申請（自動車運送事業・自動車整備事業関連手続き）

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000132.html



2. その他

上記ウェブサイト内には、オンライン申請業務マニュアルや、国交省が実施したオンライン申請に係る説明会の動画等を掲載しておりますので、あわせてご活用下さい。

<問い合わせ先>

物流・自動車局 03-5253-8111（代表）→ 以下各内線

トラック関係：貨物流通事業課 平田、上田（内線41333）、03-5253-8575（直通）

バス・タクシー関係：旅客課 稲田、小谷（内線41222）、03-5253-8569（直通）

運行管理者等関係：安全政策課 森本、赤木、上原（内線41623）、03-5253-8566（直通）

整備管理者関係：自動車整備課 松井、坂本（内線42413）、03-5253-8599（直通）